

吸収分割に係る事前開示書面
(会社法第794条第1項及び会社法施行規則第192条に定める書面)

2025年7月23日

鈴与シンワート株式会社

2025年7月23日

吸収分割に係る事前開示事項

東京都港区芝四丁目1番23号
鈴与シンワート株式会社
代表取締役 徳田 康行

鈴与シンワート株式会社(以下「当社」といいます。)は、2025年7月23日付で株式会社インタークエスト(以下「インタークエスト」といいます。)との間で締結した吸収分割契約に基づき、2025年10月1日を効力発生日として、インタークエスト(吸収分割会社)の自社開発・提供するプロダクトの販売・カスタマイズ事業を当社(吸収分割承継会社)が承継する吸収分割(以下「本会社分割」といいます。)を行うことといたしました。

本会社分割に関する会社法第794条第1項及び会社法施行規則第192条に定める事前開示事項は、次のとおりです。

記

1. 吸収分割契約の内容(会社法第794条第1項)
別紙1のとおりです。
2. 会社法第758条第4号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項
(会社法施行規則第192条第1号)
当社は、インタークエストの完全親会社であるため、本会社分割に際して株式その他の金銭等の交付は行いません。
3. 会社法第758条第8号に掲げる事項(会社法施行規則第192条第2号)
該当事項はありません。
4. 会社法第758条第5号及び第6号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項
(会社法施行規則第192条第3号)
該当事項はありません。
5. 吸収分割会社についての次に掲げる事項(会社法施行規則第192条第4号)
 - (1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容
別紙2のとおりです。
 - (2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは当該臨時計算書類等の内容
該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

6. 吸収分割承継会社において、最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

(会社法施行規則第192条第6号)

該当事項はありません。

7. 吸収分割が効力を生ずる日以降における吸収分割承継会社の債務の履行の見込みに関する事項 (会社法施行規則第192条第7号)

本会社分割の効力発生日後の当社の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれており、また、当社の収益状況及びキャッシュフローの状況についても当社の債務の履行に支障を及ぼす事態は、現在のところ予測されておられません。

したがって、本会社分割の効力発生日後における当社の債務につき、履行の見込みがあると判断しております。

以 上

別紙1：株式交換契約書

(次頁以降をご参照下さい。)

吸収分割契約書

鈴与シンワート株式会社（以下「甲」という。）と株式会社インタークエスト（以下「乙」という。）とは、次のとおり吸収分割契約を締結する。

第1条（吸収分割の方法）

乙は、吸収分割により乙の自社開発・提供するプロダクトの販売・カスタマイズ事業（以下「本件事業」という）における権利義務を甲に承継させ、甲はこれを承継する。（以下、甲乙間における当該吸収分割を「本件分割」という。）

第2条（吸収分割会社および吸収分割承継会社の商号ならびに所在地）

本件分割に係る吸収分割承継会社および吸収分割会社の商号ならびに所在地は次のとおりである。

（1）甲（吸収分割承継会社）

商号：鈴与シンワート株式会社

所在地：東京都港区芝四丁目1番23号

（2）乙（吸収分割会社）

商号：株式会社インタークエスト

所在地：大阪府大阪市中央区南本町三丁目1番12号 カネセ中央ビル 8F

第3条（効力発生日）

本件分割の効力発生日は2025年10月1日とする。ただし、手続きの進行に応じ必要があるときは、甲乙協議の上これを変更することができる。

第4条（承継する権利義務）

本件分割により、甲が乙の本件事業について乙から承継する資産、負債、契約上の地位、雇用契約その他の権利義務は、別紙「承継権利義務明細書」のとおりとする。ただし、不法行為によって生じた債務は承継されないものとする。

2. 乙は、効力発生日をもって、前項により甲が承継する一切の債務につき、重疊的債務引受を行うものとする。

第5条（本件分割に際して交付する金銭等）

甲は、乙が完全子会社に該当するため、本件分割に当たり、乙に対し、金銭、株式、その他の一切の対価を交付しないものとする。

第6条（増加すべき甲の資本金および準備金）

甲は、本件分割では、資本金、資本準備金、利益準備金の額を変更しない。

第7条（善管注意義務）

甲および乙は、本契約締結日から効力発生日に至るまでの間、善良なる管理者の注意をもってそれぞれの業務執行および一切の財産管理の運営をなすものとし、その財産または権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行う場合は、あらかじめ甲乙協議するものとする。

第8条（本分割条件の変更および本契約の解約）

本契約締結の日から効力発生日に至るまでに、天災その他の事由により、甲又は乙の財産又は経営状態に重大な変動が生じた場合、若しくは隠れた重大な瑕疵が発見された場合には、甲乙協議の上、本件分割条件を変更し、又は本契約を解約することができるものとする。

第9条（協議事項）

本契約に定めるもののほか、本件分割に際し必要な事項は、本契約の趣旨に従って、甲乙で協議のうえ、これを定める。

上記契約を明らかにするため、本契約書1通を作成し、甲および乙は記名押印の上、原本は甲が保管し、写しを乙が保管する。

2025年7月23日

（甲）東京都港区芝四丁目1番23号
鈴与シンワート株式会社
代表取締役 徳田康行

（乙）大阪府大阪市中央区南本町三丁目1番12号
カネセ中央ビル 8F
株式会社インタークエスト
代表取締役 岩松 教雄

(別紙)

承継権利義務明細書

甲が乙から承継する資産、負債、雇用契約その他権利義務は以下の通りとする。

1、承継する資産

本件事業に係る一切の流動資産および固定資産

2、承継する負債

本件事業に係る一切の流動負債

3、承継する雇用契約

効力発生日において本件事業に従事する乙の従業員に係る雇用契約およびこれに付随する権利義務。

4、承継する契約上の地位

乙が締結している本件事業に係る一切の契約に関する契約上の地位およびこれらに基づき発生した一切の権利義務。

5、承継する知的財産権

主として本件事業に関して乙が保有する特許、実用新案、商標、意匠、著作権その他知的財産権。

6、承継する許認可等

本件事業に係る許可、認可、承認、登録、届出等のうち法令上承継可能なもの。

以上

別紙2：インタークエストの最終事業年度に係る計算書類等

(次頁以降をご参照下さい。)

事業報告

（ 令和6年4月1日から
令和7年3月31日まで ）

1 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその結果

当事業年度（令和6年4月1日～令和7年3月31日）におけるわが国経済は、インフレの落ち着きによる実質所得の持ち直しと、観光、インバウンド需要が増加したことから緩やかな回復傾向となりました。一方で国内では物価の上昇、海外では米国の政策動向・中東情勢を巡る地政学リスクを伴うエネルギー価格の上昇等、国内外における経済的な見通しは依然として不透明な状況が続いております。

当社は欧米経済が想定より堅調であり、国内経済も好調を維持したことから当社サービスに対する見込み客（リード）は計画通り獲得しましたが、営業リソース不足を解消するための中途採用活動が遅延したことから計画通り獲得した見込み客（リード）の商談化が進まず、商談数が落ち込んだ結果、前年度比で以下の通り減収減益となりました。

売上高が1,064,036千円（前事業年度比7.8%減）、営業利益は、43,705千円（前事業年度比58.7%減）経常利益は、46,691千円（前事業年度比56.7%減）、当期純利益は、31,412千円（前事業年度比59.2%減）となりました。

事業別売上高

項目	前期売上高		当期売上高	
	金額（千円）	構成比（%）	金額（千円）	構成比（%）
プロダクト販売	753,660	65.3	680,787	64.0
Web開発	401,229	34.7	383,248	36.0
計	1,154,889	100.0	1,064,036	100.0

（注）上記の売上高には消費税等は含まれておりません。

(2) 設備投資等の状況

当事業年度中において実施いたしました設備投資等の主なものは、次のとおりであります。

- ① 当事業年度中に完成した主要設備
該当事項はありません。
- ② 当事業年度継続中の主要設備の新設、拡充
該当事項はありません。
- ③ 重要な固定資産の売却、撤去、滅失
該当事項はありません。

(3) 資金調達状況

重要なものではありません。

(4) 対処すべき課題

当社が属する情報産業においては、EC市場の拡大を背景に旺盛な需要や効率化ニーズやデジタルトランスフォーメーションに向けた戦略的投資などや、行政におけるデジタル化の推進、IT技術者の人材不足が深刻化するなど、IT業界を取り巻く環境は大きく変化しており、より迅速かつ柔軟に対応していくことが求められています。

このような状況を踏まえ、以下の活動を通して、当社の企業価値向上に努めてまいります。

- ・積極的な人材採用の実施により人材確保に努めると共に、研修の階層別実施や評価制度の充実により、社員の能力を最大限に発揮させる仕組みを構築し成果の適正分配の見直しを推進してまいります。

- ・予約システム市場における最新のトレンド、AIを代表とした最新のテクノロジー及び、現状の当社の市場占有率を鑑み、革新的視点での製品機能群の見直しと、オプション機能の新規追加の両面から再構築を行い、サービス提供とカスタマイズ提供の双方から市場を席巻する統合型予約システムをリリースすることで、競合他社との差別化を図りつつ、市場占有率を高めて参ります。

- ・これまで注力してこなかった予約システム市場における公共領域（パブリックセクター）への展開を強化するため、展示会への出展や公共入札への参加を通じた市場開拓を進めます。加えて、重点顧客との継続的な関係構築を図ることで、安定的な案件獲得に向けた仕組みの構築を推進してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分	期 別	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		第27期	第28期	第29期	(当事業年度) 第30期
売 上 高 (千円)		1,003,398	1,037,302	1,154,889	1,064,036
経 常 利 益 (千円)		75,267	66,214	107,976	46,691
当 期 純 利 益 (千円)		54,083	46,998	77,002	31,412
1株当たりの当期純利益 (円)		82.82	71.97	117.92	48.11
総 資 産 (千円)		1,099,522	1,047,471	1,108,656	1,061,642
純 資 産 (千円)		788,802	820,128	883,417	891,975
1株当たりの純資産額 (円)		1,207.97	1,255.94	1,352.86	1,365.97

(注) 1. 上記の売上高には消費税等は含まれておりません。

2. 金額（1株当たりの当期純利益および1株当たりの純資産額を除く）は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

3. 1株当たりの当期純利益は期中平均発行済株数により、1株当たりの純資産額は期末発行済

株式総数によりそれぞれ算出しております。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

当社の親会社は鈴与シンワート株式会社で、同社は当社の株式 653,000 株（議決権比率 100.0%）を保有しております。

当社は、親会社である鈴与シンワート株式会社に対して当社製品の販売、同社製品の仕入サービスの利用等の継続的な取引関係があります。

(7) 主要な事業内容（令和7年3月31日現在）

① プロダクト販売

SaaS標準版、カスタマイズ版のレンタル
システムのパッケージ販売

② Web開発

顧客対応個別システム開発

(8) 主要な事業所（令和7年3月31日現在）

① 本店 大阪市中央区南本町三丁目1番12号カネセ中央ビル8F

② 東京支社 東京都港区芝2丁目28番8号芝二丁目ビル6階

(9) 使用人の状況（令和7年3月31日現在）

	使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
合計	95名	1名増	36.0歳	9.6年

(注) 使用人数は、就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含むほか嘱託を含む）であります。ただし、平均年齢及び平均勤続年数は出向者及び嘱託を除いて算出しております。

(10) 主要な借入先（令和7年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社りそな銀行	11,500千円

(11) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

(12) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(13) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(14) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

2 会社の株式に関する事項（令和7年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 2,000,000 株
- (2) 発行済株式の総数 653,000 株
- (3) 株主数 1 名
- (4) 大株主（上位1名）

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
鈴与シンワート株式会社	653,000	100.00

- (5) その他株式に関する重要な事項

当社は、令和6年10月15日開催の取締役会の決議に基づき、令和6年10月15日付で自己株式500株を消却しております。

3 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

- (1) 取締役および監査役の氏名等

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
道田 隆典	代表取締役会長	鈴与シンワート株式会社 取締役
岩松 教雄	代表取締役社長	-
徳田 康行	取締役	鈴与シンワート株式会社 代表取締役 社長執行役員
平野 文康	取締役	鈴与シンワート株式会社 取締役 副社長執行役員
水野 裕仁	取締役営業部長	-
中野 知行	取締役技術部長	-
高島 雄樹	取締役管理部長	-
松世 一成	監査役	鈴与ホールディングス株式会社 取締役

- (2) 取締役および監査役の報酬等の総額

当事業年度にかかる役員（取締役7名、監査役1名）の報酬総額 31,731千円
上記には、使用人兼務取締役に対する使用人給与相当額を含んでおりません。

貸借対照表

〔 令和7年3月31日 現在 〕

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	917,418	流動負債	159,042
現金及び預金	447,537	買掛金	12,791
売掛金	142,224	一年以内返済予定長期借入金	6,000
仕掛品	10,603	未払金	19,239
前払費用	3,633	未払費用	17,207
短期貸付金	300,000	未払法人税等	65
その他	13,463	未払消費税等	6,522
貸倒引当金	△ 42	前受金	1,419
		受注損失引当金	1,048
		賞与引当金	51,204
		その他	43,545
固定資産	144,223	固定負債	10,625
有形固定資産	5,831	長期借入金	5,500
建物	1,917	その他	5,125
器具及び備品	3,913		
無形固定資産	106,333	負債合計	169,667
ソフトウェア	26,348	(純資産の部)	
ソフトウェア仮勘定	79,848	株主資本	891,975
その他	136	資本金	80,646
投資その他の資産	32,058	資本剰余金	61,000
投資有価証券	0	資本準備金	61,000
繰延税金資産	21,584	その他資本剰余金	-
差入保証金	10,473	利益剰余金	750,328
破産更生債権等	0	その他利益剰余金	750,328
貸倒引当金	-	繰越利益剰余金	750,328
		自己株式	-
		純資産合計	891,975
資産合計	1,061,642	負債・純資産合計	1,061,642

(注)記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

〔 自 平成6年4月1日
至 令和7年3月31日 〕

(単位:千円)

科 目	金 額	
売上高		1,064,036
売上原価		630,005
売 上 総 利 益		434,030
販売費及び一般管理費		390,324
営 業 利 益		43,705
営業外収益		
受 取 手 数 料	4,077	
雑 収 入	1,434	
そ の 他	1,187	6,699
営業外費用		
固 定 資 産 除 却 損	2,602	
損 害 賠 償 金	410	
雑 損 失	550	
そ の 他	150	3,713
経 常 利 益		46,691
税 引 前 当 期 純 利 益		46,691
法人税、住民税及び事業税	9,199	
法 人 税 等 調 整 額	6,079	15,278
当 期 純 利 益		31,412

(注)記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

〔 自 令和6年4月1日
自 令和7年3月31日 〕

(単位:千円)

	株主資本								純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計			
					繰越利益剰余金				
令和6年4月1日 残高	80,646	61,000	8,186	69,186	750,850	750,850	△17,266	883,417	883,417
事業年度中の変動額									
自己株式の処分			△8,186	△8,186	△9,080	△9,080	17,266	-	-
剰余金の配当					△22,855	△22,855		△22,855	△22,855
当期純利益					31,412	31,412		31,412	31,412
事業年度中の変動額合計	-	-	△8,186	△8,186	△522	△522	17,266	8,557	8,557
令和7年3月31日 残高	80,646	61,000	-	61,000	750,328	750,328	-	891,975	891,975

(注)記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

注 記 事 項

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等・・・移動平均法による原価法

②棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品・・・個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、2016年4月1日以降に取得した建物は定額法）を採用しております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3～15年

器具及び備品 4～15年

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、市場販売目的のソフトウェアについては、販売可能な見込有効年数（3年）に基づいており、自社利用目的のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

売上債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②受注損失引当金

受注案件の損失に備えるため、期末仕掛品のうち損失の発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積ることができる案件については、その損失見込額を計上しております。

③賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備え、当事業年度末における支給見込み額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社は、主な収益を「プロダクト販売」及び「WEB開発」の売上区分から生じる収益と認識しており、主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）

は以下のとおりであります。

①プロダクト販売

プロダクト販売の主な内容は、リザエン（予約システム）やIQ-FORM（クラウド型データベースシステム）等当社が開発・提供するサービスであります。

このうち当社製品のカスタマイズについては、顧客からの注文に沿った成果物を納品することであり、顧客に成果物を納品する履行義務を負っております。当該履行義務は、当社の納品した成果物に対して顧客が検収を完了した一時点において充足されることから、顧客の検収日に収益を認識しております。

また当事業年度末において一定の規模以上のカスタマイズ注文であり、かつ、進捗部分について成果の確実性が認められるカスタマイズ注文については工事進行基準（カスタマイズ注文の進捗率の見積りは原価比例法）を適用しております。

当社製品のライセンス販売については、主に1年以内の期間を定めた継続的な利用契約に係るサービスを提供しているため、顧客との契約期間に従い一定の期間にわたって収益を認識しております。ただし、利用を開始するために利用環境をご用意する初期設定に関しては、利用環境をご用意した一時点で収益を認識しております。

②WEB 開発

WEB 開発の主な内容は、自社製品以外の請負契約に係るソフトウェアの開発及び開発後のサーバー・システム運用保守を提供するサービスであります。

このうちソフトウェアの開発については、顧客からの注文に沿った成果物を納品することであり、顧客に成果物を納品する履行義務を負っております。当該履行義務は、当社の納品した成果物に対して顧客が検収を完了した一時点において充足されることから、顧客の検収日に収益を認識しております。

また当事業年度末において一定の規模以上の請負契約であり、かつ、進捗部分について成果の確実性が認められる請負契約については工事進行基準（請負契約の進捗率の見積りは原価比例法）を適用しております。

サーバー・システム運用保守などについては、契約期間にわたり概ね一定の役務を提供するサービスであるため、契約に基づきサービスが提供される時間の経過に応じて履行義務が充足されることから、役務提供期間にわたり顧客との契約において約束された金額を按分して収益を認識しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更に関する注記

(1) 貸借対照表

① 前事業年度まで区分掲記しておりました「貯蔵品」（当事業年度は、28千円）は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より、流動資産の「その他」に含めて表示しております。

② 当事業年度に計上した資産除去債務は、流動負債の「その他」に表示しております。

なお、前事業年度の「その他」は0千円であります

(2) 損益計算書

- ① 前事業年度まで区分掲記しておりました「支払利息」（当事業年度は、120千円）は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より、営業外費用の「その他」に含めて表示しております。
- ② 前事業年度まで営業外費用の「その他」に含めて表示しておりました「損害賠償金」は金額的重要性が増したため、当事業年度より、区分掲記しております。
なお、前事業年度の「損害賠償金」は0千円であります。
- ③ 前事業年度まで営業外費用の「その他」に含めて表示しておりました「雑損失」は金額的重要性が増したため、当事業年度より、区分掲記しております。
なお、前事業年度の「雑損失」は0千円であります。

3. 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 44,934千円
- (2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）
短期金銭債務 4,095千円

4. 損益計算書に関する注記

- (1) 関係会社との取引高。
営業取引による取引高
売上高 33千円
仕入高 44,206千円
販売費及び一般管理費 49,553千円
営業取引以外の取引による取引高 100千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：株)

	株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式	普通株式	653,500	-	500	653,000
自己株式	普通株式	500	-	500	-

- (注) 1. 発行済株式の総数の減少500株は、自己株式の消却によるものであります。
2. 普通株式の自己株式数の減少500株は、自己株式の消却によるものであります。

- (2) 剰余金の配当に関する事項

- ① 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

令和6年6月18日開催の定時株主総会において、普通株式の配当に関する事項を次のとおり決議いたしました。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たりの 配当額 (円)	基準日	効力発生日
令和6年6月18日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	22,855	35	令和6年 3月31日	令和6年 6月19日

②基準日が当事業年度に属する配当の内、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たりの 配当額 (円)	基準日	効力発生日
令和7年6月17日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	9,142	14	令和7年 3月31日	令和7年 6月18日

6. 金融商品に関する注記

金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、必要に応じて短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

また、一時的な余資は短期的な預金等に限定しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金、顧客の信用リスクに晒されております。

差入保証金は、事務所の賃貸借契約に係るものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。

借入金は、主に短期的な運転資金に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後2年であります。金利には変動リスクが伴います。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行に係るリスク）の管理

営業債権については、与信管理規則に沿ってリスク軽減を図っており、取引相手ごとに期日及び残高を管理し毎月取締役会に報告しており、営業担当者と連携をとり財務状況等の悪化懸念の早期把握や軽減を図っております。

差入保証金については、差入先の信用状況を定期的に把握することを通じて、リスクの軽減を図っております。

②市場リスク（金利の変動リスク）の管理

借入金に係る支払金利の変動リスクの抑制については、借入金額から判断し、金利スワップ取引等のデリバティブ取引によるヘッジはしていませんが、金利変動の影響を受けにくい全国銀行協会が公表する日本円TIBORをベースにした変動金利で調達することによりそのリスクを回避しております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いできなくなるリスク）の管理

毎月資金繰り計画を作成・更新し取締役会に報告するとともに、手許流動性の維持により流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価値に基づく価値のほか、市場価値のない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要素を含んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

金融商品の時価等に関する注記

令和7年3月31日(当事業年度の決算日)における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは次表には含まれておりません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
① 現金及び預金	447,537	447,537	-
② 売掛金	142,224	142,224	-
③ 短期貸付金	300,000	300,000	-
④ 買掛金	12,791	12,791	-
⑤ 未払法人税等	65	65	-
⑥ 長期借入金(※1)	11,500	11,500	-

(※1) 金額には1年以内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(1) 金融商品の時価の算定方法

①現金及び預金、及び②売掛金、及び③短期貸付金

これらは短期間で決済されるため、時価は簿価価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

④買掛金、及び⑤未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は簿価価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑥長期借入金

長期借入金の時価については、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は資金調達実行後大きく異なっていないため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
受注損失引当金	362千円
賞与引当金	17,690千円
未払費用	2,803千円
資産除去債務	1,813千円
その他	68千円
繰延税金資産合計	22,738千円

繰延税金負債	
未払事業税	△1,154千円
繰延税金負債合計	△1,154千円
繰延税金資産の純額	21,584千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異がある
ときの、当該差異の原因となった主要な項目別内訳

法定実効税率	34.6%
(調整)	
住民税均等割	2.0%
税額控除による影響額	△3.2%
軽減税率影響額	△0.6%
その他	△0.2%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	32.7%

8. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機器の一部については所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

9. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

(単位：千円)

種類	会社等の 名称	議決権等の所 有(被所有) 割合(%)	関連当事者との 関係	取引内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	鈴与シン ワート㈱	(被所有) 直接 100.00	当社製品の販売 及び仕入 役員の兼任 等	当社製品の売上	33		
				注3.(1)			
				原材料の仕入	27,160		
				注3.(1)			
				クラウドサービ スの利用	16,945	買掛金	2,540
				注3.(1)			
				出向者報酬	43,249	未払金	1,554
注3.(2)							
東京支店家賃等	6,056						
注3.(1)							
電子給与明細サ ービスの利用等	248						
注3.(1)							

- (注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。
2. 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
3. 取引条件及び取引条件の決定方針等
- (1) 価格その他の取引条件は、市場性を勘案して、当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。
- (2) 鈴与シンワート株式会社からの出向者に対する報酬は契約をもとに決定しております。

10. 1株当たりの情報に関する注記

(1) 1株当たりの純資産額	1, 365円97銭
(2) 1株当たりの当期純利益	48円11銭

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

監査報告書

監査役は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの第30期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。

その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査役の監査の方法及びその内容

監査役は、取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び事務所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類及び附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

令和7年5月30日

株式会社 インタークエスト
監査役 松世 一成

